

平成●●年（○○）第●●号 執行停止申立事件

決 定

申立人 株式会社X

被告 国

処分行政庁 東京国税局長

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 申立ての趣旨及び理由

別紙執行停止申立書写し及び別紙準備書面写しに記載のとおり

第2 事案の概要等

本件は、申立人が別紙執行停止申立書写しの別紙1に記載された平成4年度から平成16年度までの消費税、地方消費税、源泉所得税等（以下、これらを併せて「本件租税」という。）を滞納したとして平成22年10月20日付けでされた別紙執行停止申立書写しの別紙2に記載された債権（以下「本件債権」という。）を差し押さえる旨の処分（以下「本件処分」という。）について、本件租税に係る各債権（以下「本件各租税債権」という。）はいずれも時効により消滅しているからこれらに係る滞納処分としてされた本件処分は違法であるとして、本件各租税債権が存在しないことの確認及び本件処分の取消し等を求める訴訟（平成●●年（○○）第●●号。以下「本案訴訟」という。）を当庁に提起するとともに、行政事件訴訟法25条2項に基づき本件処分の執行を本案訴訟の判決の確定まで停止することを求める旨の申立てをした事案である。

なお、申立人は、別紙執行停止申立書写し及び別紙準備書面写しに記載のとおり、「滞納処分」の執行の停止を求めるものとしているところ、一件記録から、上記のとおり本件債権の差押えの処分を意味するものと判断した。

第3 当裁判所の判断

- 1 行政事件訴訟法は、「処分の取消しの訴えの提起があった場合において」、裁判所は、申立てにより、決定をもって、処分の執行等の停止をすることができる旨定めており（25条2項本文）、処分の執行等の停止を命ずる決定をするのに当たって本案の訴えが係属していることを要件としている。そして、この規定は、同法38条3項により無効等確認の訴えに、同法43条1項により民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の取消しを求めるものに、同条2項及び38条3項により民衆訴訟又は機関訴訟で処分又は裁決の無効確認を求めるものに、それぞれ準用されている。

また、同法25条4項の規定からうかがわれるように、処分の執行等の停止は、申立人が、本案の訴えである「処分の取消しの訴え」（前記のとおり準用される場合を含む。以下同じ。）に勝訴した場合における原告の権利又は利益の保護を目的とするものであるから、処分の執行等の停止の決定をする上での要件として提起されることが必要となる「処分の取消しの訴え」は、適法なものでなければならないと解される。

- 2（1）一件記録によれば、申立人は、平成23年3月16日に本件申立てをするのと同時に本案訴訟を提起していること並びに本案訴訟は本件各租税債権が存在しないことの確認及び本件処分の取消し等を求めるものであることが一応認められる。

- （2）ア まず、本案訴訟のうち本件処分の取消しを求める部分の適法性について検討する。

イ 一件記録によれば、東京国税局長は、平成22年10月20日付けで、本件債権を差し押さえる旨の本件処分をし、申立人は、そのころ、

本件処分があったことを知った事実が一応認められる。

しかるに、申立人は、平成23年3月16日に本件申立てをするに至るまで、国税通則法による不服申立てはしていない旨自認しているのであるから、同法77条1項が定める不服申立期間である処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して2月以内に同法による不服申立てをしていないことは明らかである。また、天災その他同項の期間内に不服申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるとの疎明もされていない。

そうすると、本案訴訟のうち本件処分の取消しを求める部分については、本案訴訟の提起に先立って所定の不服申立てがされていないから、不服申立ての前置等を定める同法115条1項本文に反する違法なものというほかない。なお、同項3号の規定は、本件におけるような事実関係の下においてもなお処分の取消しの訴えを適法に提起することができる旨を定めたものとは解されない。

- (3) また、原告は、本案訴訟において、本件各租税債権が存在しないことの確認を求めており、この部分は、当事者間の公法上の法律関係の確認を求めるものとして当事者訴訟に該当するものと解される（行政事件訴訟法4条参照）。

ところで、同法25条2項が定める処分の執行等の停止の規定が準用される訴えは、前記のとおりであり（なお、当事者訴訟に関する同法41条は同法25条の規定を準用していない。）、本件において、本案訴訟のうち当事者訴訟に該当する部分が処分の執行等の停止の決定をする上での要件として提起されることが必要とされる「処分の取消しの訴え」に含まれるものと解すべき事情も見当たらない。

- (4) 以上のほか、一件記録によれば本案訴訟のその余の部分は全く別個の財

産に係る滞納処分の取消しを求めるものであることが明らかであることに照らすと、本件においては、執行の停止が求められている対象である本件処分につき本案の訴えが適法に提起されているとはいえず、行政事件訴訟法 25 条 2 項本文の「処分の取消しの訴えの提起があった場合において」という要件が満たされていないというべきである。

- 3 よって、本件申立てについては、その余の点を検討するまでもなく、不適法であるから、却下することとし、申立費用の負担につき、行政事件訴訟法 7 条、民事訴訟法 61 条を適用して、主文のとおり決定する。

平成 23 年 3 月 23 日

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判長裁判官 八木一洋

裁判官 藤井秀樹

裁判官 齊藤敦